

担保提供命令変更通知書情報

関税法第9条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり担保の提供を命じます。

担保提供命令通知番号	XXXXXXXXX1XXXXE
通知年月日	yyyy/MM/dd
輸入者	XXXXXXXXX1XXX-XXXE XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5 XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE
あて先官署	XE - XXXXXXXE XXXXXXXXE
担保提供命令通知番号 (変更前)	XXXXXXXXX1XXXXE
通知年月日 (変更前)	yyyy/MM/dd
輸入申告番号	XXX XXXX XX1E
担保金額 (変更前)	¥12, 345, 678, 901
担保金額 (変更後)	¥12, 345, 678, 901

(注) この処分について不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣（内国消費税等に係る処分については、国税不服審判所長）に対して審査請求をすることができます。